

2012年 JFTA九州地区選手権 車両規則書(抜粋)

競技に参加する選手は車両規則の内容を理解し条件を満たす車両で参加しなければなりません。また車両製作者は車両規則の内容を十分理解の上、より安全な車両製作を心がけてください。競技会当日の車両検査(車検)において参加クラスの条件を満たしていないと判断された車両についてはクラスの変更や出走が出来ない場合もありますのでご注意ください。

<Pクラス車両規則>

Pクラス(プロトタイプクラス)とは改造に制限を最小限度に止めたいわば改造無制限クラスです。しかし、安全上の観点から下記の内容とします。(JFTA全日本選手権Pクラス車両規則と同様)

1. 車体外装等

- ①形状等に特に制限は設けないが外側部が鋭利でないこと。
- ②エンジン、プロペラシャフト等回転部が露出していないこと。
- ③タイヤの3分の2以上を覆うフェンダーを装着すること。
※タイヤの3分の2とは図1に示す内容とする。フェンダーは固定式、可動式(サイクルフェンダー)は問わないが容易に脱落しないよう確実に取り付けられていること。

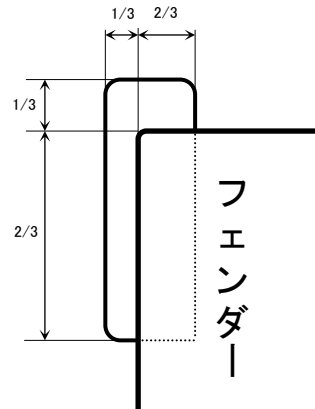


図1 フェンダーの基準

2. エンジン関係

- ①エンジンは特に制限なし。
- ②ドライバーとの間に隔壁があること。
- ③ラジエターの制限はないがキャップ、リザーバータンク等液漏れ対策すること。
- ④燃料タンク及び配管は安全なものを使用し確実に固定すること。転倒時等にドライバーに燃料が掛からぬよう対策すること。
- ⑤排気管等は外部より容易に接触できないこと。

3. 駆動系

- ①特に制限なし。
- ②プロペラシャフト等回転部とドライバーとの間に強固な隔壁があること。

4. タイヤ・ホイール関係

- ①特に制限なし。カットタイヤ(グルーピング)可。但しスパイクタイヤ、タイヤチェーン等の滑り止めの装着は認めない。

5. サスペンション

- ①特に制限なし。

6. ブレーキ関係

- ①一つのペダルにより四輪同時に制動する構造を有すること。
- ②二輪以上を同時に制動するパーキングブレーキを有すること。
- ③制動灯(ブレーキランプ)を有すること。

7. 電装関係

- ①電気配線は絶縁対策を十分に行うこと。
- ②バッテリーは確実に固定しターミナル部はテーピングを行うこと。湿式のバッテリー(バッテリー液が入っているもの)は転倒時等にドライバーにバッテリー液が掛からぬよう対策すること。

8. 安全装備関係

①ロールゲージ

- 1)6ポイント以上のロールゲージを装着すること。
- 2)十分な強度があり接続部、取付部も確実に固定されていること。(車体に取り付ける場合はあて板等の対策を行うこと)
- 3)静止状態でドライバーの身体が外に出ないこと。

②シートベルト

- 1)自動車用に製造された4ポイント(4X3タイプ含む)以上のシートベルトを装着すること。
- 2)取り付け部は強固であり周囲に亀裂、腐食がないこと。

③カットオフスイッチ(キルスイッチ)

- 1)緊急時に電気回路を遮断するカットオフスイッチをメインスイッチ以外に装着すること。
- 2)取付は運転席と逆の位置で車両の外部より操作できること。またその位置を容易に見ることができる。スパークシートで明示すること。

④消火器

- 1個以上の消火器を装着すること。

⑤牽引フック

- 車両の前後に各2個以上の強固な牽引フックを装着すること。

<Nクラス車両規則>

Nクラス(ノーマルクラス)とは一般公道を走行できる車両を対象としたクラスである為多くの改造制限を設け下記の内容とします。

1. 自動車検査等

- ①国土交通省の定める保安基準に適合し車両検査及び自賠責保険が有効期間内であること。
- ②改造により構造変更に該当する車両は構造変更検査に合格していること。(公認取得車両)
- ③自動車検査証・自賠責保険証・改造概要等説明書は携行し競技会の車検において提示を求められた場合は検査員に提示しなければならない。

2. 保安部品関係

- ①ランプ類(ヘッドランプ・方向指示器、制動灯等)は取外してはならない。また正常に点灯しなければならない。

3. 車体外装等

- ①車体の形状変更は認めない(公認取得車両は除く)。但し強度を損なわず寸法等が変化しない車体改造(ボディカット等)はその限りではない。
- ②フェンダーは静止状態でタイヤがはみ出ささないこと。特例として軽自動車登録車両もオーバーフェンダーの装着を認める。
- ③車体外装パネル類(ドア、リヤゲート、ウインドー等)の取外しは出来ない。また可倒式フロントウインドタイプの車両は倒した状態で走行は認めない。但しソフトトップ(幌)タイプの車両は幌のみは取外しを認めるがソフトドアであってもドアの取外しは認めない。

4. 車両内装等

- ①安全を損なうような改造及び部品の取外し(ダッシュボード・ドアトリム等)は認めない。
- ②シートの変更は認めるが自動車用シートで強度が十分に保たれていること(取付状態含む)。また運転席以外のシートについては特に制限なし。

5. エンジン関係

- ①エンジンの変更は認めない。但し公認取得車両はその限りでない。
- ②市販部品の取付、交換は認める。
- ③燃料タンクの交換及び取り付け位置の変更は認めない。
- ④消音器は国土交通省の保安基準に適合するものであれば交換を認める。

6. 駆動系

- ①市販部品の取付、交換は認める。(デフロックシステム・ダウンギヤ等)
- ②主駆動軸を変更できる部品 (FFキット等) の取り付け及び交換は認めない。

7. タイヤ・ホイール関係

- ①タイヤは市販タイヤでの交換は認めるが加工(グルービング)は認めない。またスパイクタイヤ、タイヤチェーン等の滑り止めの装着は認めない。
- ②ホイールは市販ホイールでの交換は認めるが加工は認めない。
- ③ホイールスペーサーを装着する場合は市販部品での装着を認める。

8. サスペンション

- ①市販部品の取付、交換は認める。

9. ブレーキ関係

- ①市販部品の取付、交換は認めるが制動力を調節するプロポーションバルブ、ステアリングブレーキ等の装着は認めない。

10. 電装関係

- ①市販部品の取付、交換は認める。
- ②バッテリーは確実に固定しターミナル部はテーピングを行うこと。

11. 安全装備関係

- ①ロールゲージ
 - 1)オープンボディ(ソフトトップ)車は6ポイント以上、クローズドボディ(ハードトップ車)は4ポイント以上のロールゲージを装着しなければならない。
 - 2)ロールゲージの強度が十分にあり車体への取付部はあて板等の対策を行い取付られていること。
- ②シートベルト
 - 1)自動車用に製造された4ポイント(4X3タイプ含む)以上のシートベルトを装着すること。
 - 2)取付は純正シートベルトの取り付け位置またはあて板等の対策を行い取り付けられていること。
- ③牽引フック
車両の前後に各1個以上の強固な牽引フックを装着すること。

<NPクラス車両規則>

NPクラスとはJFTA九州地区選手権において2009年に新たに設けられたクラスで4X4トライアル競技の発展と選手の参加し易い環境を整える為に創られました。よって車両規則も車両の改造範囲を大きくしております。しかし安全面の観点から下記の内容とします。

1. 自動車検査等

- ①特に規定無し(ナンバープレート・車検の有無は問わない)

2. 車体外装等

- ①形状等に特に制限は設けないが外側部が鋭利でないこと。
- ②エンジン、プロペラシャフト等回転部が露出していないこと。
- ③タイヤの3分の2以上を覆うフェンダーを装着すること。
※タイヤの3分の2とは図1に示す内容とする。フェンダーは固定式、可動式(サイクルフェンダー)は問わないが容易に脱落しないよう確実に取り付けられていること。

3. エンジン関係

- ①エンジンは特に制限なし。
- ②ドライバーとの間に隔壁があること。

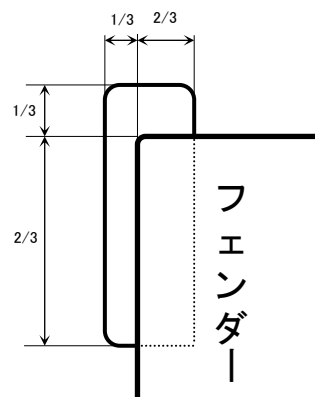


図1 フェンダーの基準

- ③ラジエターの制限はないがキャップ、リザーバータンク等液漏れ対策すること。
- ④燃料タンク及び配管は安全なものを使用し確実に固定すること。転倒時等にドライバーに燃料が掛からぬよう対策すること。
- ⑤排気管等は外部より容易に接触できないこと。

4. 駆動系

- ①特に制限なし。
- ②プロペラシャフト等回転部とドライバーとの間に強固な隔壁があること。

5. タイヤ・ホイール関係

- ①特に制限なし。カットタイヤ(グルーピング)可。但しスパイクタイヤ、タイヤチェーン等の滑り止めの装着は認めない。

6. サスペンション

- ①特に制限なし。

7. ブレーキ関係

- ①一つのペダルにより四輪同時に制動する構造を有すること。
- ②二輪以上を同時に制動するパーキングブレーキを有すること。
- ③制動力を調節するプロポーションバルブ、ステアリングブレーキ等の装着は認めない。
- ④制動灯(ブレーキランプ)を有すること。

8. 電装関係

- ①電気配線は絶縁対策を十分に行うこと。
- ②バッテリーは確実に固定しターミナル部はテーピングを行うこと。湿式のバッテリー(バッテリー液が入っているもの)は転倒時等にドライバーにバッテリー液が掛からぬよう対策すること。

9. 安全装備関係

- ①ロールゲージ
 - 1)6ポイント以上のロールゲージを装着すること。
 - 2)十分な強度があり接続部、取付部も確実に固定されていること。(車体に取り付ける場合はあて板等の対策を行うこと)
 - 3)静止状態でドライバーの身体が外に出ないこと。
- ②シートベルト
 - 1)自動車用に製造された4ポイント(4X3タイプ含む)以上のシートベルトを装着すること。
 - 2)取り付け部は強固であり周囲に亀裂、腐食がないこと。
- ③牽引フック
 - 1)車両の前後に各1個以上の強固な牽引フックを装着すること。

10. 特記事項

- ①大会会場へ自走により来場する車両に対し会場で取外した部品等を確認する場合は検査員に提示しなければならない。また自動車検査証・自賠責保険証・改造概要等説明書は携行し競技会の車検において提示を求められた場合は検査員に提示しなければならない。提示の拒否及び公道の走行不可と判断された場合は参加できない場合があります。(積車移動は対象外)

この車両規則書はJFTA九州地区選手権車両規則を簡素化し抜粋したものです。不明な点や判断に迷う点などございましたら下記までお問い合わせください。

JFTA九州地区選手権 車両規則統括責任者 内屋敷 豊 090-2516-5665

